

平成26年第6回教育委員会定例会  
(6月27日開会)

台東区教育委員会

○日 時 平成26年6月27日(金)午後2時00分

○場 所 教育委員会室

○出席委員

委 員 長	樋 口 清 秀
委員長職務代理者	高 森 大 乗
委 員	末 廣 照 純
委 員	垣 内 恵美子
教 育 長	和 田 人 志

○説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	神 部 忠 夫
生涯学習推進担当部長	上 野 俊 一
庶 務 課 長	柴 崎 次 郎
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	前 田 幹 生
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 (兼 教育支援館長)	江 田 真 朗
事 務 局 副 参 事	上 野 守 代
生涯学習課長	飯 塚 さち子
青少年・スポーツ課長	山 本 光 洋
中央図書館長	川 島 俊 二

○日 程

日程第1 議案審議

第18号議案 東京都台東区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

第19号議案 旅館業営業許可(根岸1丁目)に関する教育委員会の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 庶務課

ア 上野納税貯蓄組合連合会及び浅草納税貯蓄組合連合会が実施する事業に対する

共催について

イ 宇宙体験フェア実行委員会が実施する事業に対する後援名義使用について

(2) 学務課

ウ 平成26年度台東区中学校選択制度における入学可能者数の設定について

エ 退任学校医に対する感謝状の贈呈について

(3) 生涯学習課

オ 台東区立小学校PTA連合会が実施する事業に対する共催について

カ 台東区立中学校PTA連合会が実施する事業に対する共催について

(4) 青少年・スポーツ課

キ 桜橋・わんぱくトライアスロン実行委員会が実施する事業に対する共催について

ク 体育施設の事前使用承認申請について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 平成26年第2回区議会定例会一般質問について

イ 区民文教委員会における報告事項について

ウ 後援名義の使用について

(2) 指導課

エ 台東区いじめ防止対策推進基本方針について

オ 台東区授業改善推進プランの作成について

(3) 中央図書館

カ 図書館一部業務委託の事業者募集について

3 7月の行事予定について

4 その他

午後2時00分 開会

○樋口委員長 ただいまから、平成26年第6回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、高森委員にお願いいたします。

それでは、会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

それでは、ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出されております傍聴願いについては、これより許可いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

### 〈日程第1 議案審議〉

#### 第18号議案

○樋口委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。議案の提案理由及び内容について説明をお願いします。

まず、第18号議案を議題とします。青少年・スポーツ課長、説明をお願いします。

○青少年・スポーツ課長 第18号議案、東京都台東区体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

本案は、荒川河川敷運動公園運動場に駐車場を整備することにつきまして、東京都台東区体育施設条例の一部を改正する条例が可決されたことに伴い、今後の駐車場の運営について規定するため提案するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。左側が改正案、右側が現行の規則でございます。また、下線部が今回改正部分でございます。

新旧対照表左側、改正案の第4条の4をご覧ください。荒川河川敷運動公園運動場駐車場使用の手続についてでございます。

本駐車場を使用するに当たっては、まず運動場の施設使用料を支払う際に、利用者は駐車券の交付申請を行います。そして、交付された駐車券を運動場利用当日に持参し、入車の際に現地にて駐車場使用料を納付するものとなります。なお、本駐車場の駐車券は、第7号様式の2のとおりです。

附則でございますが、本規則の施行は平成26年8月1日でございます。

その他の改正内容につきましては、荒川河川敷運動公園運動場駐車場開設に伴う文言整理となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

説明は以上です。よろしくご審議の上、可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 これまで台東区教育委員会の関係する駐車場は、リバーサイドスポーツセンターの駐車場だけだったということですね。

○青少年・スポーツ課長 はい。体育施設条例の中にある駐車場はリバーサイドスポーツ

センターだけでございました。

○和田教育長 料金や位置の関係、使い勝手の関係などは問題ない状況ですか。

○青少年・スポーツ課長 今のところ問題はないと聞いております。

○樋口委員長 実際の駐車料金は現金で現場で取引をしますよね。これに対して、間違いがないようにしっかり管理をする必要があると思います。その辺りの対策や方策はどのようにされているのですか。

○青少年・スポーツ課長 駐車料金を事前に納付していただく方法もあり得たところがございますけれども、施設を利用するときには台数が何台か、はっきり決まらないというのが利用者のご意見でございましたので、駐車券は利用する可能性がある分をお配りして、現金は当日徴収するほうが利用者の利便性が高いということで、このようにさせていただきました。また、事故の防止につきましても今後、管理会社に適切に行うよう指導し、きちんと間違いのないようにしていきたいと考えてございます。

○樋口委員長 この駐車券を見せて、現地で駐車終了後に金額を支払った後、駐車券は回収するのですか。

○青少年・スポーツ課長 回収します。

○樋口委員長 では、この駐車券と駐車料金で精算の確認をするということですね。そうであれば駐車券は絶対に回収するようにしてください。

○青少年・スポーツ課長 わかりました。

○樋口委員長 他にございますか。

○垣内委員 駐車券は、利用者が利用するとき配られるものなのか、あるいは事前にインターネット等で取得できて、実際に使う際に記載内容を書き込むのか、そのあたりの利便性も含めて教えてください。

○青少年・スポーツ課長 公共施設予約システムで運動場の予約をしていただくのですが、後日、使用料を納めに来ていただきます。その際に駐車場利用の必要性をお聞きして、申請をいただいて駐車券を発行するという形で運用してございます。

○高森委員 一度に駐車場全面は使わないと先日お話をされていましたが、駐車台数の上限がある中で、駐車場の利用希望者が殺到した場合はどのような対応になるのですか。

○青少年・スポーツ課長 現時点では、サッカー場と運動場と1面ずつなのでございますけれども、1面につき1単位2時間で、そちらにつき6台ずつという形にさせていただいております。どうしても入れ違いの関係があるため、最大の半分という形にさせていただいておりますが、その運用方法等も、利用状況によっては今後、考え直す必要があるかなとは認識しております。

○高森委員 近隣には、ほかの駐車場は全くないのでしょうか。

○青少年・スポーツ課長 近隣の駐車場としては、運動場に付設しているものはあります。例えば、隣の足立区の運動場には足立区の駐車場があるという形になってございます。

○高森委員 コインパーキングのようなものはないということですね。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○樋口委員長 あらかじめ利用する人には相乗りで来ていただくようにして、違法駐車をさせないように指導していかなくてはならないと思いますね。

○和田教育長 初めてこの場所に、台東区としては駐車場をつくるわけですがけれども、交通量や歩行者が多いところでもありますので、乱暴な運転にならないように管理、それから誘導員配置など、その辺りは十分に、教育も含めて指導をしていただきたいと思います。

○末廣委員 この運動場が使われるときだけ駐車場を開くということですか。係員はその時間だけいるということですか。

○青少年・スポーツ課長 係員はその時間だけということではなく、使用日に誘導員を配置するという形にさせていただき予定でございます。

○末廣委員 何人ぐらい配置するのですか。

○青少年・スポーツ課長 2人になる予定でございます。

○樋口委員長 ほかに何かございますか。

(なし)

○樋口委員長 これより採決いたします。本案につきましては、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、第18号議案については原案どおり決定いたしました。

#### 第19号議案

○樋口委員長 次に、第19号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 第19号議案についてご説明をさせていただきます。件名は、旅館業営業許可（根岸1丁目）に関する教育委員会の意見聴取についてでございます。議案をご覧ください。

本件は、区立根岸小学校並びに区立根岸幼稚園から鶯谷駅方向に約100mほどの距離にある既存の旅館施設について、名義変更の許可申請がなされたことによるものでございます。

提案理由でございますが、旅館業法第3条第4項の規定により、台東保健所長より、旅館業営業許可に関して教育委員会に意見を求められたことによるものです。

添付資料3ページ目になりますけれども、台東保健所長から教育委員会に宛てた照会文書をご覧ください。照会文書は2通ございます。1通目は区立根岸小学校に関するものでございます。項番1の申請地は根岸一丁目6番3号、項番2の申請者は株式会社ハートワン鶯谷、項番3、営業種別及び名称は旅館営業ホテル田川でございます。申請種別は名義変更、申請日は平成26年6月9日でございます。

施設の概要は資料のとおりでございます。該当する施設といたしましては、区立根岸小学校、所在は根岸三丁目9番8号でございます。申請地から学校までの距離は約90mござ

います。申請地付近の概況といたしましては、旅館と住宅などが混在する商業地域でございます。当該旅館から根岸小学校への見通しにつきましては、他の建物により遮られているところでございます。

本件は、既存旅館施設の名義変更による許可申請ということでございます。

裏面に2通目といたしまして区立根岸幼稚園に関するものがついてございますが、内容は根岸小学校に関するものと同様でございます。

この照会に対する区立根岸小学校長の意見でございますけれども、資料の一番最後のページをご覧ください。学校長の意見を添付した書類でございます。

学校長の意見は、「本校周辺に新たな旅館業ができるのであれば望ましいことではないが、本件の申請種別は名義変更であり、既存建物をこれまでを変わらずに利用することであるため、児童の教育上特段の支障はないと思われる。申請者に対しては、周辺地域に協力するとともに、本校児童の教育環境に十分な配慮をお願いしたい。」というものでございます。

最後のページの幼稚園長の意見でございます。「幼稚園の周辺に、新たに旅館業ができるのであれば望ましいことではないが、本件については名義変更による申請であり、既存の建物をこれまでと変わらず利用することから、教育上特段の支障はないと思われる。申請者には、幼稚園、地域社会と協力し、幼児の教育環境に十分配慮していただきたい。」というものでございます。

恐れ入ります、議案の一番最初のページにお戻りください。

この学校長と園長の意見を踏まえまして、教育委員会の意見（案）でございますが、「小学校及び幼稚園周辺の教育環境に影響を与えるような営業を行う旅館業があることは、望ましいことではありません。しかしながら、本件は名義変更による申請であり、申請者が小学校及び幼稚園、地域社会に協力し、児童・幼児の健全育成及び教育環境に十分配慮するならば、やむを得ないものと考えます。」といたしたいと存じます。本案につきまして、ご審議のほどよろしく願いをいたします。

**○樋口委員長** ただいまの説明につきまして、特にこの意見（案）を提出することについてが最も重要な議論の中心になるかと思いますが、何か質問、ご意見などございませんでしょうか。

**○和田教育長** 根岸小学校ですけれども、根岸小学校の児童の通学路として、当該旅館の面している通り、それから鶯谷駅から根岸小学校に向かう少し広い通り、これらについて、通学路等の状況はどうなっていますか。

**○学務課長** 通学路の設定につきましては、当該旅館業の前に面している通りは通学路になってございません。また、鶯谷駅から小学校に向かう通りに関しましては、両側とも通学路に設定されております。

**○樋口委員長** 確認ですけれども、名義変更の内容は、何から何に変更されるのですか。

**○庶務課長** 保健所からの資料では、中身は読み取れないところでございますけれども、

こちらのほうで確認をしたところ、経営者変更の名義変更という内容でございます。

○樋口委員長 この名義変更は経営者の名義変更ということですので、根岸幼稚園、根岸小学校からの回答の内容につきまして、業態は変わらないということですね。

他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 これより採決いたします。

本案について、議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、第19号議案については原案どおり決定いたしました。

## 〈日程第2 教育長報告〉

### 1 協議事項

#### (1) 庶務課 アイ

○樋口委員長 次に、日程第2、教育長報告に移ります。

まず、協議事項を議題といたします。

事務局、各課ごとに説明をお願いします。

はじめに、庶務課のア及びイについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、まずアの上野納税貯蓄組合連合会及び浅草納税貯蓄組合連合会が実施する事業に対する共催について、ご説明をさせていただきます。資料1をご覧ください。

今年度も、上野・浅草の納税貯蓄組合から中学生の税についての作文を募集し、審査、表彰する事業を行いたいということで、共催の依頼がございました。資料裏面の項番6、事業内容をご覧ください。

作文の課題は「税について」、題材は自由ということで、字数は1,200字以内、9月4日に締切りまして、その後に審査、来年の1月15日に表彰式を行う予定でございます。

項番9のとおり、平成18年度から教育委員会はこの事業に対して共催しておりまして、台東区も後援している事業でございます。

昨年度の応募状況でございますが、資料の3枚目をご覧ください。募集要項の3ページ目になりますが、区立、都立、私立の計9校、生徒数が2,955人で応募数が2,682人、応募率が98.8%という非常に高いものでございました。

続きまして、イの宇宙体験フェア実行委員会が実施する事業に対する後援についてご説明をいたします。資料2をご覧ください。

事業名は、宇宙体験フェアin浅草EKIMISEでございます。開催場所は、浅草駅の4階、5階、7階でございます。

事業内容でございますが、この事業は、台東区の子ども達に宇宙を身近に感じてもらい、グローバルな感覚を育んでもらう事を目的としております。今回、JAXAや一般財団法人日本宇宙フォーラムの協力のもと、ロケットの模型や宇宙服の展示、クルースーツの試着体験やワークショップの開催、さらにはシンポジウムを行うものでございます。

開催期間は平成26年7月26日から8月7日まで、入場者は1万人程度を見込んでおります。なお、入場料に関しましては無料ということでございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく願いをいたします。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、庶務課アについて、何かご質問ございませんか。

○高森委員 毎年、応募率は大変高いのですが、これは各校で何か工夫をなされているのでしょうか。こういった形でこの応募が集まっているのかと思ひまして。

○指導課長 この事業におきましては、これからの社会を生きていくための重要な部分であり、この事業以外にも税務署等の関係機関のご協力をいただきながら税の教育というものも進めております。作品は、いきなりは書けませんので、そういったところからもご協力をいただきながら、税に対する関心を高める取組もしているため、参加しやすいということで応募率も高まっているということ現場のほうからは聞いてございます。

○垣内委員 教育委員会賞について、平成17年度からは受賞があったということですが、今年もあるのか、あるいは今年はないのか。ないのであれば、理由は何かというあたりを教えてくださいませんか。

○庶務課長 過去、平成16年度までは教育委員会教育長賞をお出ししておりました。平成17年度からは教育長賞ではなくて教育委員会としての賞ということで、教育委員会賞の受賞をずっと継続して続けてきているところでございます。今回につきましても、教育委員会賞をお出しする予定ということになっております。

○樋口委員長 ほかに何かございますか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、次に、協議事項、庶務課のイについて、何かご質問はございませんか。

○和田教育長 つい先日、宇宙飛行士の若田さんが地球に帰還されたばかりということもあり、非常に話題性もありますと同時に、宇宙工学にいそしむ非常にいい機会かと思っております。教育委員会では、この事業に対して後援名義を出させていただく場合に、具体的に台東区の子どもたちへの周知等について何か考えているところはあるのでしょうか。

○庶務課長 ご説明の中でも申し上げましたけれども、JAXAという、宇宙開発についての公式的な団体も関与しており、内容も宇宙に対する子どもたちの興味・関心を引き起こして創造性を膨らませるような、大変いい内容だと認識しておりますので、さまざまなチャンネルを通じて台東区の子どもたちに周知を図っていきたいと考えているところでございます。

○末廣委員 実施の期間は夏休み中ですが、小学校や中学校に、区として具体的な情報を周知するのですか。

○庶務課長 申請者にも、教育委員会として後援の取組をしたいので、パンフレット、チラシ等をいただきたいということでお願いをしているところでございます。

○垣内委員 この事業に対しては今回が初めての後援名義の使用承認となりますが、この実行委員会には具体的にどのような方々で組織されているのか教えてください。

○庶務課長 こちらの申請者の名義の方は個人名で、実行委員会では代表者の方は個人名ということになっておりますけれども、実は運営主体の実態といたしましては株式会社クオリアートということが立ち上げた宇宙体験フェアということでございます。

この会社は、主に海外や国内における美術展覧会の企画や運営、美術図書などの出版物の発行・販売を行っている企業でございます。今回は、社会貢献活動の一環としてこの宇宙体験フェア実行委員会、当然、JAXA関係の方々ですとか、これまで日本の宇宙開発に携わってきたさまざまな関係の方々との連携をしてこの事業を実施するというので、後援名義使用の申請があったものでございます。

○樋口委員長 この浅草EKIMISEに約10日間で1万人、1日にすると1,000人が集まることとなります。予定来客数に対しての事業参加者が30名というのは、安全面やスムーズな運営の面で、事業側からは何か対策は聞いていますか。

○庶務課長 当然、展示だけではなくて体験ということもございますので、実施にあたっては、委員長がご心配されているような点を十分に注意をしてやってほしいとお話もしているところでございます。

○樋口委員長 宇宙体験フェア実行委員会は株式会社クオリアートという組織が母体ですが、宇宙服、ロケット模型展示、パネル展、映像、宇宙イベントワークショップ、子どもの宇宙服等で大変な費用がかかっていると思われま。これが無料で行われるというと、大きな財政的バックアップがあると思うのですが、例えばJAXAが応援しているなどはあるのでしょうか。

○庶務課長 申請資料の最後に収支表がついてございますが、収入、収支とも100万円ということでざっくりとした数字が出てきています。収入のほうが株式会社クオリアートからの運営協賛費で、持ち出しというような形で負担して、地域貢献をしていきたいというように聞いております。

○高森委員 ワークショップについては、ほとんどが小学生以下の子どもが対象になっていますが、中学生が体験できる場所は少ないということですか。

○庶務課長 対象者を意図を持って限定するというつもりはないようではございますけれども、一つの考え方として、将来、台東区の子どものうちから宇宙飛行士になってくれるような、そういうお子さんが出てくるということも期待をして、そういう意味では、早いうちから宇宙関係に興味を持ってもらうということに少し力を置いているというような、そういうお話でございました。

○末廣委員 対象が台東区内と限定していますがけれども、他区には働きかけていないということですか。

○庶務課長 申請内容がそういうことをございますので、他区への働きかけはないと聞いておりますが、当然、台東区の子どもたちにPRをすれば、当日は区外のお子さんもいらっしやると思っていますので、それらまでを制限する意向はないと聞いております。

○末廣委員 後援するのは台東区だけですか。

○庶務課長 そのように聞いてございます。

○高森委員 シンポジウムを聞くのも小学生以下に限定しているので、何か意図があるのかなという気がします。世代としては中学生も若いといえれば若いと思えますけれども。どういう意図で、特に小学生以下に限定しているのでしょうか。スペースの問題でしょうか。宇宙服の試着などは、確かにサイズなどの関係があるので理解できますけれど、宇宙シンポジウムの講演も台東区内の小学生以下の子どもとご家族という形でパンフレット、チラシが出てきますよね。ちょっとその辺りが腑に落ちないというか。中学生は聞くことすらできないのかという。

○庶務課長 先方の意図とすると、先ほど申し上げたようなところはあるというところではございますが、高森委員がご指摘のように、中学生であってもこういったものに興味・関心を持つということは有意義なことですので、この辺りは先方に協議をしていきたいと考えております。

○高森委員 お願いします。

○樋口委員長 もし外国人のお子さんが来たとしても、きちんとした対応をしていただきたいと思えます。観光地ですので、興味がある方は、受付けていただくようお願いしたいです。台東区の子ども以外はだめということではなく、ぜひおおらかにお願いしたい。1万人の来場を予定しているわけですので、ぜひ受け入れていただきたいというのが我々の願いです。

○庶務課長 ただいまのご意見につきましては、先方にきちんと申し入れをいたします。

○樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、庶務課のア及びイについては協議どおりに決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## (2) 学務課 ウエ

○樋口委員長 次に、学務課のウ及びエについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それではまず、ウの平成26年度台東区中学校選択制度における入学可能者数の設定についてご説明をいたします。資料3をご覧ください。

例年、各学校の教室の状況や今後の学校運営の観点から、学校長と協議を行って検討してきているところでございます。この度、表のとおり設定がまとまりました。昨年度と比較しまして変更がありましたのは、柏葉中学校でございます。今回は4クラス148名と増やしてございます。

参考1に記載をいたしました但し、柏葉中学校につきましては教科教室型の学校ということで、これまで学級数の設定は3学級ということでしたが、ご案内のとおり通学区域内からの選択者がこれを上回ることが続いており、4学級という結果になってございます。

平成27年度に向けての新生の見込みにおきましても、児童数も昨年よりも20名ほど多い状況でございまして、同様に4学級となる可能性が極めて高いという状況で、通学区域外の児童も含めなるべく多くの選択者が入学できるように、あらかじめ4学級の設定とすることといたしたいと考えてございます。

裏面、参考3に改修を伴わない空き教室数を表にまとめてございますが、柏葉中の場合には3教室となっております。こちらを4学級募集することとするために、今年は教科の準備室を改修させていただきまして普通教室への転用をしたいと考えてございます。教科教室型の運営につきましては、学校長の意見を踏まえまして、指導課と協議を行っております。今後も教科教室型の教育を展開・運営していくことは可能であると考えているところでございます。

そのほか、柏葉中において想定されます抽選の方法、ルールにつきましては、例年と変わりございません。11月中旬の最終選択状況によって、11月の本委員会でご審議をいただき決定したいと考えております。

参考4につきましては、平成26年度の入学状況を掲載いたしましたので、参考に後ほどご覧いただきたいと存じます。

本件について、説明は以上でございます。

続きまして、エの退任学校医に対する感謝状の贈呈についてご説明を申し上げます。資料4をご覧ください。

東浅草小学校の内科校医、秋山雄一先生におかれましては、5月31日をもって退任されました。つきましては、これまでの功績をたたえ、裏面案のとおり感謝状を贈呈いたしたいと存じます。なお、秋山雄一先生におかれましては、去る6月2日に逝去された旨の訃報をいただいているところでございまして、教育委員会及び学校保健会から花輪、弔慰金をお届けさせていただいているところです。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○樋口委員長** ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、学務課のウについて、何かご質問ございませんか。

ここで設定をしてしまうと、もうこれで固定をしてしまいますか。少し流動的なやり方はあるのですか。

**○学務課長** 本日もご決定いただいた内容で案内冊子を作成してお配りしますので、その条

件で学校見学等々始めて選択を出しますため、これで固定をいたしたいと考えております。

○高森委員 過去に3学年とも4クラスになったことがあったのでしょうか。

○学務課長 過去、改修後につきまして4クラスになったことは初めてになります。

○高森委員 施設的な問題は全くないですか。

○学務課長 先ほど申し上げたような改修を行うことで、教科教室型の指導は運営できると考えてございます。

○高森委員 いろいろな課題は全てクリアされておられるのでしょうか。

○学務課長 これまで3クラスで設定してきた理由は、十分な教科教室の環境を整えるためということでありましたけれども、その辺りは運営上の工夫、また結果として4クラスになっているということで、学年はやはり縦に同等のスタイルにしておくことが運営上望ましいということでは、4クラスの設定がよいだろうという校長先生のご意見でありまして、その中で既存の準備室等をやりくりして、先ほどのような提案となったところでございます。

○樋口委員長 今年度の小学校6年生の私立学校へ進学する見通しと公立学校に進学する見通し、去年に比べて1クラス増やすということは、場合によってはほかの中学校に甚大なる影響を及ぼしかねないところがありますが、その辺りの見通しはいかがですか。今年度の実数で入学可能者数を大幅に下回っている中学校もありますが、その辺りは柏葉中学校を1クラス増やすことによって偏在化してしまわないか、その辺りの見通しはいかがですか。人気のある学校にクラスを増やすことは、その学校に集中させてしまうという、公立の運営上の問題にはなりませんか。

○学務課長 ご指摘の通り、柏葉中学校のクラスを増やすということは、その分他の学校が減るということですが、最終的には抽選ですので偏在については予測できない部分はありますが、柏葉中を希望している小学6年生が、特に地域に偏っているわけではございませんので、結果として4クラスになっていますから、20人程度の方々がどこかに局在しない限りご心配なことにはならないだろうとは考えているところでございます。

○樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 次に、協議事項、学務課のエについて、何かご質問ございませんか。

○高森委員 感謝状の文面について、3行目に「管理に尽されました」とありますが、「く」は入らなくていいんですか。

○学務課長 これまでこのような形でさせていただいておりますが、再度確認させていただきます。

○樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、学務課のウ及びエについては協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (3) 生涯学習課 オカ

○樋口委員長 次に、生涯学習課のオ及びカについて、生涯学習課長、説明をお願いいたします。

○生涯学習課長 それでは、初めに、オの台東区立小学校PTA連合会が実施いたします親子キャンプ及びビーチボール大会の共催につきましてご説明をいたします。資料5をご覧ください。

本事業は、平成11年から毎年、教育委員会が共催している事業でございます。親子キャンプは、区立のあわ野山荘を利用し、親子の自然体験活動を行うものでございます。また、ビーチボール大会は、リバーサイドスポーツセンターを会場に全校PTAが一堂に会して実施されるものでございます。

つきましては、子どもの体験活動の推進及びPTA活動の活性化、そして生涯学習の振興の観点から、本件共催につきましてよろしくご協議の上、例年のとおりご決定いただきますようお願いいたします。

続きまして、カの台東区立中学校PTA連合会が実施いたします宿泊研修会の共催につきましてご説明をいたします。資料6をご覧ください。

本件は、平成18年から引き続き教育委員会が共催している事業でございます。この宿泊研修会は、中学生が移動教室などで利用いたします少年自然の家、霧ヶ峰学園を使用して、教育施設の視察とPTAの抱える諸課題についての研修を行う事業でございます。PTA活動の活性化と生涯学習の振興の観点から、本題共催につきましてもよろしくご協議の上、例年のとおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

ご説明は以上でございます。

○樋口委員長 ただいまの説明につきまして、まず協議事項、生涯学習課のオについて、何かご質問ございませんでしょうか。

(なし)

○樋口委員長 次に、協議事項、生涯学習課のカについて、ご質問はございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、生涯学習課のオ及びカについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

### (4) 青少年・スポーツ課 キク

○樋口委員長 次に、青少年・スポーツ課のキ及びクについて、青少年・スポーツ課長、

説明をお願いします。

**○青少年・スポーツ課長** まず、キの桜橋わんぱくトライアスロン2014の共催名義使用申請につきましてご説明申し上げます。資料7をご覧ください。

この事業は、スイム100m、ラン2kmのミニアクアスロンを通じ、子どもたちの心身の鍛錬と健康の増進を図るとともに、達成感や緊張感、自然のすばらしさを実感してもらうことで、子どもたちの成長に資することを目的とするものでございます。今年度は8月31日に台東リバーサイドスポーツセンターを中心とした隅田公園周辺で開催されます。ちなみに、例年はスイム、バイク、ランのミニトライアスロンを行っていましたが、今年度は会場の都合上、スイムとランのミニアクアスロンを行う予定でございます。

なお、本事業につきましては、昨年度も教育委員会が共催しているところでございます。つきましては、子どもたちの健全育成に寄与するものであることから、台東区教育委員会共催名義の使用を許可したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、クの体育施設事前使用承認申請についてご説明申し上げます。資料8をご覧ください。

台東リバーサイドスポーツセンターにつきまして、老人福祉センターより、老人福祉センター及び老人福祉会館合同スポーツ大会の会場として第二競技場の事前使用申請がございます。

次に、柳北スポーツプラザにつきまして、浅草橋地区センターより、浅草橋地区町会連合会女性部の踊り・パレードの練習の会場としてアリーナの事前使用申請がございます。

児童保育課より、浅草橋保育園の運動会の練習及び柳北保育室のプール遊びの場所としてテニスコートの申請がございます。また、柳北保育室の運動会準備及び開催の会場としてアリーナの使用申請がございます。

以上の申請につきまして、台東区体育施設条例施行規則第5条第3項に基づき、教育委員会の協議をお願いするものでございます。よろしく願いいたします。

**○樋口委員長** ただいまの説明につきまして、まずは協議事項、青少年・スポーツ課のキについて、何かご質問ございませんか。

**○垣内委員** 例年共催しているものとのことですが、参加者の状況はどのような傾向がありますか。また、負担金が台東区芸術文化財団が400万円を出されていると思いますけれども、これも例年どおりなのでしょうか。

**○青少年・スポーツ課長** まず、参加者につきましては例年400名から500名とお聞きしており、経年変化までは把握していないところでございますが、例年、多数の方に参加していただいているということでございます。

また、芸術文化財団の拠出している金額については、例年どおりと聞いております。

**○樋口委員長** 去年も質問をしたかと思いますが、実際にお世話していただく方は、例えばPTA連合会や青少年委員、指導者育成会など、いわゆる児童・生徒の健全育成のそれぞれの委員を委嘱してやられていますが、この組織との関係ではどういう関係になっていま

すか。

○青少年・スポーツ課長 実行委員会の組織と直接関係があるということではございませんが、この事業は例年行っているということで、青少年委員などの教育委員会が委嘱している委員さんにもボランティアとして活動していただいているということでございます。

○樋口委員長 いろいろ関係はあるということですね。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○垣内委員 細かいことですが、予算が480万円で、400万円を財団から出して、お弁当と飲み物で70万円ほど使っているのですが、支出額としては一番多いようです。これは、どういうものなのか、ご説明いただけますか。

○青少年・スポーツ課長 そのまま、お弁当でございます。

○垣内委員 全員のお弁当という形ですか。

○青少年・スポーツ課長 はい。

○垣内委員 わかりました。

○樋口委員長 それではよろしいですか。計算するとそうなる。

委員の世話人と選手に対してお弁当を出して、それに附随して、お水が少し多目に670本ついているという話で、その数字ですね。

他にございますか。

(なし)

○樋口委員長 次に、青少年・スポーツ課のクについて、何かご質問ございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、青少年・スポーツ課のキ及びクについては、協議どおり決定いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○樋口委員長 ご異議ございませんので、協議どおり決定いたしました。

## 2 報告事項

### (1) 庶務課 アイウ

○樋口委員長 次に、報告事項を議題といたします。事務局各課ごとに報告をお願いします。

初めに、庶務課のアからウについて、庶務課長、報告をお願いします。

○庶務課長 それでは、まず、アの平成26年第2回区議会定例会一般質問についてご報告をさせていただきます。

今月の10日に第2回区議会定例会の一般質問がございました。一般質問は、7人の議員の方々が質問し、教育委員会につきましては、3人の議員の方から12項目の質問がございました。そのうちの幾つかをご紹介します。

まず、自由民主党・無所属の会の太田議員からは、子ども・子育て支援新制度について、

台東区学校教育ビジョンについて、2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについてなど、7項目の質問がございました。

資料の3ページをご覧ください。太田議員の子ども・子育て支援新制度についてのご質問は、現在の準備状況や今後のスケジュール、課題はどうかというものでございます。

答弁は、システム構築や条例整備、認定手続の区民周知などを現在準備していること、課題としては、人材と施設の確保、認証保育所への支援、教育・保育の質の維持向上が重要であるとお答えをいたしました。

次に、資料の5ページをご覧ください。台東区学校教育ビジョンについてのご質問としては、様々な課題が教育現場で山積している中、これまでのビジョンの成果と今後の課題への対応はどうかというものでございます。

答弁は、成果につきましては、「学びのキャンパスプランニング事業」におきまして、区内の地域資源、人材を活用した多様なプランを学校園が積極的に取り入れていること。

「ICT教育の推進」では、デジタル教科書の動画等の活用により、児童・生徒が興味・関心をもって学習に取り組んでいること。「教員の資質能力の向上」では、スーパーティーチャー育成講座を修了した教員・保育士が、学んだ成果をさまざまな場面で大いに発揮していることなどをお答えいたしました。

課題につきましては、学校園が抱えるいじめ・不登校などの生活指導上の様々な課題を共有し、教職員の研修を深め、家庭や地域と連携しながら、健全育成の充実を図っていく必要があるとお答えをいたしました。

同じく、資料の5ページをご覧ください。2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた取り組みについてのご質問でございますが、大会に向け、これからの生涯スポーツの振興についてはいかがかというものと、オリンピック教育推進校の活用に加え、オリンピックの理念や意義、スポーツの価値、世界の国々の文化や歴史を学ぶ取り組みをさらに推進すべきであるがいかがかというものでございます。

答弁といたしましては、大会に向けた生涯スポーツの振興につきましては、著名なアスリートによるスポーツイベント・スポーツ教室の開催など、スポーツに親しめる環境づくりを行い、生涯スポーツの振興に努めていくとお答えをいたしました。

オリンピック・パラリンピック教育の推進につきましては、講道館を創設いたしました本区ゆかりの嘉納治五郎氏を題材とするなど、国際人として世界に貢献する大切さを学ぶとともに、不撓不屈の精神や公德心、相手を思いやる気持ち、あわせておもてなしの心情を育てていくこと。また、今後はオリンピック・パラリンピック教育を教育課程にしっかりと位置づけ、区独自の「台東区オリンピック・パラリンピック教育プラン」を策定いたしまして、取り組みの一層の充実を図っていくことにお答えいたしました。

次に、台東フロンティアの河野議員からは、子供の安全対策と防犯カメラについて、蔵前小学校の抜本的対策についてなど、4項目の質問がございました。

資料の6ページをご覧ください。子供の安全対策と防犯カメラについてのご質問は、東

京都が公立小学校の通学路に防犯カメラを設置する費用を補助する制度を創設いたしました。これに対する対応についてでございます。

答弁といたしましては、街頭の防犯カメラの設置状況を踏まえるとともに、新たなカメラの設置や運用方法について、関係者と十分に協議し、子どもたちの安全確保の強化につなげていくとお答えをいたしました。

蔵前小学校の抜本的対策についてのご質問は、蔵前小学校は児童数の増加により普通教室の確保が困難になってきている、改築などの抜本的な対応をすべきと考えるのがいかにかというものでございます。

答弁といたしましては、蔵前小学校については、今後も児童数や学級数は増加する見込みであり、将来にわたり普通教室を新たに確保していくことは、部分改修では限界があるため、どのような整備手法で対応していくか、現在、鋭意検討しているところであるとお答えをいたしました。

公明党の松尾議員からは、待機児童対策についてのご質問がございました。

ご質問の要旨は、保育ニーズの把握に当たり、母子健康手帳発行数交付数を活用してはどうかというものでございます。答弁は、活用方法について研究をしながら、的確な保育ニーズの把握に努めてまいりますとお答えをいたしました。

続きまして、この区民文教委員会における報告事項についてご説明をさせていただきます。去る5月23日に、5月定例の区民文教委員会が開催されました。教育委員会からは4件の報告をいたしました。

まずは学務課から、就学援助等に係る生活保護基準の見直しに伴う対応についてでございます。小高委員から、非常に良い対応であるというお話があり、区として、国へ財政負担に対する予算要望をしてほしいというご要望がございました。

次に、指導課から、平成26年度国際理解重点教育中学生海外短期留学派遣制度選考結果等についてご報告いたしました。河野委員並びに小高委員から、グラズサックセ市以外の都市への派遣を考えるべきではないかというご意見があり、指導課長からは、今後、関係課や学校現場の意見等を参考にしながら考えていきたいという答弁をしております。

次に、体罰に対する調査結果の公表を、指導課長から報告いたしました。阿部委員から、根絶に向けて、どのようなことを教育委員会として行っていくかというご質問に対し、指導課長から、都教育委員会からのDVDの活用や体罰に係る事故報告や事例などを題材として取り上げて、指導・教育の充実を図っていきたいとお答えをしております。

次に、荒川河川運動公園運動場の整備について、青少年・スポーツ課長から報告をいたしました。駐車場が整備されるということで、小坂委員から、たいへん良いことであるが、警備員の配置や駐車料金についてのご質問がありまして、青少年・スポーツ課長から、誘導員の配置、駐車場の使用料は有料ということでお答えをしているところでございます。

続いて、ウの後援名義の使用についてご報告をさせていただきます。資料11をご覧ください。

本資料に掲げられているものは、後援名義で継続のもので、今回は14件ございます。庶務課11件、指導課1件、生涯学習課1件、青少年・スポーツ課1件でございます。いずれも継続の後援名義使用の申請ということでございますので、教育委員会としては承認としたいと考えているところでございますので、よろしく願いをいたします。

3件のご説明については、以上でございます。

**○樋口委員長** ただいまの報告につきまして、まず報告事項、庶務課アについて、何かご質問ございませんか。

オリンピック・パラリンピックに向けての取り組みの中で、学校教育との関係で英語について、ネイティブスピーカーに学校現場で生の英語を聞くように訓練していますということですが、台東区は観光地でもあり、来客数は相当来るものと考えられます。外国人を迎えるにあたっては、ある新聞が出しましたけれども、浅草の飲食店に外国人観光客が来た際に、店の方はいわゆる日本語だけ使えるということ。「Japanese only」と表したところ、それは差別だと外国人は読んだ。そしてそれを「The Japanese」としたら日本人だけしか入れないのかというような話でクレームがついた。その後に、「Only Japanese」と直しましたという話です。このようにとんでもない誤解を生んでしまうことがあります。

また、おもてなしということだと、外国人がこれだけ来る時代ですので、困ったときに何らかの手助けは必要かと思えます。実際、英語を話せないのなら文字で示したり、ガイドブック等で指差し英会話とか指差し会話などもありますので。

その手前で、子どもの英語の能力を上げるのなら、やはり英語の文字や表現を頻繁に体験させることが重要かなと思えます。その辺り、少なくとも何か聞かれたら、こうしたほうが良いというようなアドバイスができるようにちょっと努力をお願いしたいと思います。

**○指導課長** 今、委員長にご意見いただきましたが、やはり外国の方と直接、臆せずご案内をする、困ったことがあったら手助けする、積極的にコミュニケーションを図るというような部分での言葉や表情も交えた、そういった最低限度の英語でのコミュニケーション能力はやはり育成をしていかなければいけないと考えております。

既に小学校におきましては、外国人教師、ALTを積極的に活用した英語活動を推進しておりますけれども、委託業者に、まさにおもてなしができるようなそういったカリキュラムと一緒に教育委員会と考えていこうということで検討をスタートさせたところでございます。英語力ということではなくて、その表情も含めた総合的な表現力、国際的な総合表現力を目指して、教育現場で工夫・改善を図っていきたいと考えてございます。

**○樋口委員長** 例えば中学校で英語が好きな子どもだけでも、英語クラブを観光連盟や商店街と協働で実施したり、もう少し子どもが実践の場で力を発揮できるようなチャンスを出してあげたほうが良いのかと思えます。学校だけではなく、まちに出すというのは子どもにとって相当いいチャンスになりますので、その辺りの連携をお願いしたいと思います。

**○生涯学習課長** やはりオリンピック・パラリンピックが開催され、台東区の生涯学習の

分野でもいろいろなことを学び始めるきっかけともなると考えております。大人向けのおもてなしの視点や、異文化を知るというようなことも含めて検討を始めているところでございます。

**○指導課長** 先ほど庶務課長より報告がありました定例会の中で、太田議員、河野議員のご質問もいただきましたけれども、このオリンピック・パラリンピック教育の推進に当たりまして、区独自の台東区オリンピック・パラリンピック教育プランというものをぜひ事務局を中心に策定をしていきたいと考えてございます。既にオリンピック教育推進校で、あるいはオリンピックの歴史や理念などは各小中学校で指導していくことになっており、これをしっかりと教育課程の中に位置づけて、どの学校でもやっていくということで、例えば、国際社会や国際感覚などを学ぶ、総合的には国際理解教育、あるいは感動やおもてなしのよさを感じられるような活動や行事などの柱を立てながら、独自のプランを策定し、来年度の教育課程に生かせるように今準備をしているところでございます。また、内容につきましては本定例会等でご報告をさせていただこうと思っております。よろしく願いいたします。

**○樋口委員長** 台東区を世界に売り出すチャンスだと思いますので、オリンピックの理念も大切ですが、一方で外に発信する台東区の歴史、文化などは海外にとって魅力的なので、子どもを交えて、英語ないしは他言語で発信するというのはいいチャンスだと思いますので、区を挙げてやられたほうがよろしいと思います。こちらも協力できる部分は最大限協力しますので、よろしく申し上げます。

他によろしいですか。

(なし)

**○樋口委員長** 次に、報告事項、庶務課のイについて、何かご質問ございますか。

国際理解重点教育中学生海外短期派遣について、各委員から質問が出されていますので、きちんとした理由はもう一度、精査しなくてはならないと思います。分散して派遣するのか、それとも参加者を1年ずつの交代とするのか、その辺りの利点と欠点あるはずなので。

その一方で、家庭へのホームステイの受け入れもよく考えないといけませんし、トータルに考えてデンマークを続けるかどうかというのは、もう一度、精査してお答えしないとイケないと考えます。

**○高森委員** 海外派遣をするにあたって、マンリーやウィーンの二つの都市のパイプは保てやすい状態なのでしょうか。

**○指導課長** 国際交流の担当課とのつながりはございますので、そのパイプはつながっている状況ですので、可能ではあるかとは思いますが。

**○高森委員** 来年度の計画をする時期を知りたいです。例えばその時期からスタートすると結構大変ですか。二、三年前から計画をしないとイケないことではないかと思えます。もし本当に偏らない形で行うということであれば。そのあたりも少し考えたほうがいいかなと思えます。

○樋口委員長 オーストリアは基本的にドイツ語圏ですね。その辺りもきちんと調べてみたほうが良いですね。提携しているというだけでは難しい可能性がありますので。

○指導課長 ご意見ありがとうございます。実際に派遣先を変えとなると、かなりの準備期間が必要とさせていただきます。ただし、可能性のある限りはいろいろな情報を集めて、また現場の声なども聞きながら勉強して、説明ができるような準備はしていきたいと考えております。

○末廣委員 体罰の問題について。外部指導員の方々に対して、体罰の防止を徹底させることが、もしかしたら難しい部分もあるのかもしれませんが、これはやらないといけないことだと思いますね。

中学生にもなると、生徒の態度についかつとなってしまうこともあるとは思いますが、そこで抑えて指導していくという、いわゆる指導者のための指導の会といいますか、そのような取り組みは今まで特になかったのでしょうか。

○指導課長 指導者の方に研修会のようなことはしておりません。今回のことも踏まえ、校長には改めて、校長が指導するということと、現在、どの部活動にどのような外部指導員が協力していただいているのかということ、書類上は十分に把握しておりますが、実際に現場を見て、指導の様子やこういったところに体罰の可能性があるのか等も含めて見るために、指導課の学校支援員がそれぞれの中学校を直接回っております。そこで、管理職とともに視察をしながら、具体的な場面を見ながら指導をしているという状況でございます。

○樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 次に、庶務課のウについて、ご質問はございませんか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、庶務課のアからウについては、報告どおり了承を願います。

## (2) 指導課エオ

○樋口委員長 次に、指導課のエ及びオについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、まずエの台東区いじめ防止対策推進基本方針についてご報告をさせていただきます。資料12をご覧ください。

前回、5月の本定例会におきまして、国におけるいじめ防止対策推進法の施行及び東京都における東京都いじめ防止対策推進条例等を受け、本区における台東区いじめ防止対策推進基本方針の骨子等についてご説明をさせていただきました。当日は私どもの進行の都合で、十分なお時間を設けてご意見をいただくことが厳しい状況であり大変申し訳ございませんでした。その後、改めて事務局で前回のご報告内容に沿って基本方針(案)を作成いたしました。本日は、このお手元の資料に沿って内容をご説明させていただきます。

まずは目次をご覧ください。構成は大きく二つに分けております。第1章では基本方針

の目的、いじめの定義、いじめ問題への基本的な考え、理念といった内容でございます。特に、本区の特徴でございますけれども、資料2ページの下の部分でございます。いじめかどうか判断できにくいものや、そのまま放っておくといじめの可能性に発展するだろうというもの、例えば面白半分にからかうだとか、わざと困らせるなどの行為を、現場では「いじる」という言い方をしておりますけれども、そういった行為も見逃さず注意が必要であるということを喚起していきたいと考えてございます。

また、いわゆる「ネットいじめ」も見えない部分で進行しやすい危険性が十分にあるということで、ネットに対する意識も現場では十分に持っていただきたいということの啓発の意味を込めましてこのような内容を入れさせていただいております。

次に、第2章の内容でございますけれども、こちらは実際にいじめに対する対応の内容でございます。未然防止に向けた取組、早期発見に向けた取組、そしていじめに対する対処・対応の強化という3本の柱でございます。それぞれ、区教育委員会が行うことと、学校が行うことに整理して構成しております。その内容につきましては、5ページをお開きいただければと思います。

まずは区が実施する取組というところでございますが、(1)組織等の設置ということで、この部分は区独自の内容に当たります。①の「台東区いじめ問題専門委員会」でございますけれども、この母体は既に平成19年度に事務局が立ち上げているものでございましたが、何か問題事案が起きてからそれに対する対策を検討するという性質のものでございました。今後は、何かあったらということではなく定期的に行っていきたいということで、事務局次長を柱として、この四角囲みのようなメンバーで構成をしていきたいと考えております。大きな問題がなくても定期的開催し、いじめ調査などから把握した状況や、関係諸機関にまたがった事案があればその報告、いじめの傾向、関係諸機関からの報告等の情報交換などもしていきたいと思っております。そういったことがいじめを未然に防ぐための一助となると考えてございます。こちらは、いじめ防止対策推進法の14条に示されておりますいじめ問題対策協議会に当たるものでございますが、こういったものを設置していきたいと考えてございます。

次に②でございますが、「台東区いじめ問題調査委員会」でございます。こちらは、国のいじめ防止対策推進法の第30条に示されております、重大事故が発生した場合の調査機関としての役割を果たすものでございます。地方公共団体の長が必要と認めるとき附属機関を設けるなどして調査することができるというものを受けたものの組織体でございます。

この委員会の具体的な設置の内容等につきましては、今後、区長部局と相談、検討していくこととなります。10ページの四角囲みの一つ目でございます。区長部局に危機管理室がございますが、そちらをベースに、総務部長を中心に関係課長等で構成されます調査委員会を設置して調査を行っていただくことを現在考えているところでございます。繰り返しになりますが、今後、区長部局とこの辺りを相談、検討し、関係課の検討の上、区長部局の政策会議等を経て内容を固めていきたいと考えてございます。

また、重視していきたいことが、6ページの④にあります。情報モラル、ネット関係のいじめへの対応です。本件につきましては、既に保護者用の啓発資料として、「子どもをネット被害から守る」を作成し、3学期の各学校の保護者会等で、携帯端末等の購入に当たっては十分に気をつけていただきたいという啓発を既に行っております。

また、都の事業ではございますが、ファミリーeルール事務局による研修会がございます。こちらは専門家を招いて学校での講演会などをしていただく事業でございます。これも、必ず各校で行っていくという形をとっております。

また、現在、区独自のオフィシャルルールを作成しているところでございます。しっかりとルールを決めてやっていきたいということで、検討作業を進めているところでございます。そういったものも、いじめ防止になるということでお示しをしているところでございます。

次の7ページをご覧ください。こちらも区独自のものということで、(3)の①から④までの事業がございます。区費のスクールカウンセラーの配置については、都費に比べ、区費の場合は家庭訪問ができるなど弾力的な活用ができる形をとっておりますので、例えば、いじめで学校に行きたくないというお子さんに対して、すぐに対応できるような形でございます。それと、③、④についても区独自ということで挙げさせているものでございます。さらなる早期発見、未然防止への取組をしていきたいというふうを考えてございます。

特に区独自のものをご説明をさせていただきました。今後も、また区長部局との調整等もございますので、今日ここで決定までは難しいかとは思いますが、大筋このような内容で進めさせていただければということで、決定につきましては改めて教育委員会定例会にてご承認をいただければと思っております。

また、今後の予定でございますが、区民文教委員会への報告を経て、学校、保護者への周知を広くしていきたいと考えてございます。

最後の資料として、いじめへの判断基準や、対策推進法の中身をつけさせていただきました。さまざまな角度からご意見を賜りますよう、お願いをいたします。

続きまして、オの台東区授業改善推進プランにつきまして、ご報告をさせていただきます。資料13をご覧ください。

5月の本定例会におきましては、学力調査結果の公表の仕方につきまして委員の皆様方から多数のご意見をいただきありがとうございました。前回いただきましたご意見を踏まえまして、改めて事務局内で検討をいたしまして、このような形で進めればとの趣旨で、今回ご報告をさせていただくものでございます。

まず、A4の資料、授業改善プラン作成例をまずご覧ください。こちらを使ってご説明をさせていただきます。前回の定例会におきまして委員の皆様方から、教科全体の平均正答率などの数値データを一律で公表することについてのデメリットや、学校を支えていただいている保護者、地域の方々が望まれているものというのは何か、根拠を示すには必要な数値データも示していくことも大事であるというような、さまざまなご意見をいただきま

した。そこで現段階では、このような形で学校に作成を指示していこうと考えてございます。資料は小学6年生の算数科ではこういう形での例示でございます。台東区の総合学力調査及び文部科学省の学力調査の結果の公表という部分も含めてでございますが、結果の分析と改善策の2本の柱で改善プランをつくっていきたいと考えております。こちらをそれぞれの学年、また実施した教科ごとに作成して、最終的に各学校のホームページにて公表をしていくという形を考えてございます。

具体的な内容について、まず、大きな柱の一つ目、結果の分析でございます。

結果の概要を学校で検討をしていただきます。全体的な6年生の算数科の具体的な結果のデータを受けて、定着状況がどうだったかというものでございます。

そして(2)でございますけれども、こちらはその結果、具体的なデータから明らかになった課題は何かという内容でございます。こちらは算数科の内容でございますので、それぞれ具体的にどのようなところができていないのかという状況、そして右側でございますが、今後どういったことを解決していかなければいけないのかという課題、この説明をしていただくと考えてございます。説明するにあたり、根拠をより明確にするための数値データが必要ではないかということで、ここで必要なデータのみここに入れていくということを考えました。したがって、この例では、全体的な情報の説明の中で観点別でどうだったかという説明がございますので、こちらの部分にこの表を入れて、ここでこういったデータだったためという部分のみを公表していくということです。この説明に必要なデータは挙げないということでございますので、例えば、教科の全体的な平均正答率というようなものは必要ございませんので、ここでは挙げていかないようなこととなります。また平均正答率の全体の分布のグラフも前回お示しさせていただきましたが、例えば小規模で個体数が少ないようなところは、この分布のグラフを見るだけで個人が特定をされてしまうという可能性もございます。したがって、そういった場合は載せないなどの配慮が必要となってくるかと思っております。

2の改善策につきましては、より実効性のある具体的な内容であること、特に(2)の改善策（手立て）に対する検証という欄を設けてございますが、こちらは、どのような改善策を示した場合にどういった結果になるか、その結果の見方についてもしっかりと学校で検討し、先生方にも意識を持っていただくことによって、改善策の実効性をより高めていければと考えてございます。学校が結果をどのように受け止め、眼前の事実を具体的にどう対応していくのかという実行可能な改善策を中心として各学校が打ち出していくのか、アカウントビリティを果たしていく姿勢がさらなる学力の向上と、保護者や地域の皆様方に対する学校への信頼を高めていけるものと考えてございます。

こういったものを作成するために、ホチキス止めの資料を一つの作成の要綱と位置づけ、学校にも、これをもって作成の指示をしていきたいと考えてございます。特に、データの扱いにつきましては2ページ上段の二重ラインの囲みの部分が公表が可能な数字データということで説明をしているところでございます。

データの扱いの基本的な考え方でございますが、繰り返しになりますが、授業改善につながる分析や改善策として説明していくための数値データについては、必要最小限度に公表をしていく。ただし、分析や改善策に直接結びつかない数値データや、教科全体の平均正答率など、区内学校間で容易に比較できる数値データ等は必要がないので公表はしない。また、正答数の分布グラフなどにおいて、個体数が少なく個人が特定される場合は、個人情報保護の観点から公表しないということで、具体的なデータとしてはこのようなことが挙げられるというものを示しながら、どれを使うかということについては学校で検討していただきたいという内容でございます。

また、資料の最後につけさせていただきましたA4横版の表でございますが、こちらは今後作成して、ホームページにアップをしていただくまでのスケジュールを表したものでございます。

既に台東区の総合学力調査結果は出ておりますが、今後、8月下旬を目途に国の調査結果も出てくる予定でございます。それを受けて、区教育委員会においてまずは全体の傾向、各教科ごとの平均正答率と領域等の数値データを公表します。こちらは区教育委員会のホームページで公表していきたいと思っております。また、その全体的な傾向と各学校においてどのように見ていくかという見方も、区教育委員会のホームページでお示しをしていきたいと考えてございます。

学校は、8月下旬の結果を受け、それぞれ学校で授業改善のプランを作成してまいりますが、9月の段階で、事務局の指導主事に提出をしていただきます。指導主事が手分けして、各学校のプランが妥当かどうか、あるいは区民や保護者の方々にわかりやすいかどうか、そういった確認をいたします。不備や足りないところ等があれば指示をして、修正をかけて、最終的に10月に提出をしていただきます。10月の本定例会にご報告の後、ホームページでアップをしていただくというスケジュールを現在考えてございます。

今回は初めてということもございますので、特にこの9月に入ってから時間が若干かかるかなということで、どうしても10月になってしまうスケジュールリングでございますけれども、その次の年以降はもう少し早くホームページへのアップができたらと考えてございます。ご説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

**○樋口委員長** ただいまの報告につきまして、まず報告事項、指導課のエについて、何かご質問はございませんか。

**○和田教育長** 国の法律に基づいて、つい昨日か一昨日、都で条例が可決されました。都は条例ですが、台東区では対策推進の基本方針という形で出すことの経緯、考え方について説明してください。

**○指導課長** まず、条例にすべきかどうかにつきましては、条例にしなくとも、この基本方針をもって推進、進行できるものと考えてございます。ただし、検討をしてきた中で、先ほどご説明させていただきました二つの委員会でございますが、こちらの位置づけが条例によって明記しなければ委員会の設置ができないのかを研究してまいりましたが、この

基本方針でいけるだろうという判断をさせていただいたところでございます。

もう一点、他区の状況でございますが、条例を考えているという区は現段階で5区です。この5区は、過去に大きな事件・事故が発生したなど、それぞれの区でそれなりの理由があったということでございますけれども、それ以外の区においては、この基本指針で対応ができるという判断をしているというあたりを参考にさせていただいたところでございます。

○和田教育長 過去に何があったということについては、言い方としてはいかがかと思っています。むしろ台東区としては、これまでの現場での意識、学校によっては具体的ないじめについて対応方針なども独自に策定しているところがある、そういう実績があるということ。台東区として、これまでもいろいろな場面で個別にも対応してきている。よって、指針でも十分に機能できるだろうという、そのような考え方ということではないのでしょうか。

○指導課長 申し訳ございませんでした。過去のことは理由としては適切ではなかったと思っております。

それで、今、教育長からご指摘がございましたが、既に事務局からもいろいろな方針を出して実際に進めている部分もございますし、また、学校でもこのような内容で保護者、地域の方々に既にこの法律が策定された段階から学校の方針を示しているという実態もございますので、既に本区ではこの中身については進めているというよう状況から判断をしたところが一番の理由でございます。

○樋口委員長 資料5ページに「学校の教育活動への支援を行うとともに、保護者、区民と連携を図ることを通して、いじめの防止に取り組みます。」とあります。よって、それぞれの組織の専門委員会、調査委員会の構成ですが、できましたら保護者の代表であるPTA会長など、子ども側の、保護者からの情報が入るように、ないしは利益を代弁するような方が入るようにしたほうがより公正になるかなと思います。現状でも公正ではないと言うつもりはないですが、その辺りはいかがですか。

○指導課長 保護者や地域の方々のご意見は非常に貴重なものと思いますので、ぜひそういった方々のご意見を積極的に伺えるような場、機会を設定することは非常に重要かと思っています。一方で個人情報のやりとり、情報交換等も、そういった場では中身に触れながらという必然性もございますので、どのような方にご協力をいただくかにつきましては、今後また検討させていただこうと思っております。ご指摘の趣旨につきましては十分に考えていきたいと考えてございます。

○樋口委員長 やはり保護者やPTAの意向、ないしは彼らの立場というのは、こういったいじめの問題には早期発見も含めて重要な情報を提供していただいたり、保護者間、学校と保護者、ないしは子ども間で解決するというときに、PTAの役割というのは非常に大きいかなと思いますので、ぜひチャンネルは、一つはつくるようお願いしたいと思います。

もう一点、情報モラルの問題で、先日も起こりましたが、LINEの返信がすぐに返ってこ

なかったとって13歳の女の子を3人で隔離した事案が起こりましたので、これはやはりオフィシャルルールをつくって、我々教育に関係する、教育を見る立場としては、8時とか9時以降はともかく、無理に使わないほうがいいよという程度ではなく、使わないというような、ある一定の警告ないしはその姿勢を示すほうが、いじめられる子どもにとっては非常に楽な回避法にもなるでしょうし、こういう新しい機器の利用に関しては、公的なルールをしっかりと示すことは重要であろうかと思っておりますので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思っております。

○指導課長 よく現場から聞くのは、ある家庭は厳しいルールがあるけれども、ある家庭は厳しくないで、結局連絡が来てしまうと返信しないといけないようなことがあり、どこかできちんとラインを引いてもらうといいようなことをよく聞いておりましたので、検討してまいりたいと思っております。

○末廣委員 保護者が現実をあまり知らないということは結構あると思っておりますね。子どものほうがもう先を行っている。保護者に対するこの恐ろしさ、特にネットの問題ですね。保護者自身がやっていないのでそういう怖さがよくわからないという方が結構いらっしゃるんじゃないかと思っております。ですから、学校としても保護者に対する教育をどんどんやっていく必要があると思っておりますね。

○指導課長 半年ぐらい前のことがもう変わっていきなりするような世の中の動きがございます。先ほどご説明させていただきました「ファミリーeルール事務局による研修」は、これは本当に専門家の方が講師で、私も直接研修を受けたことがございますけれども、無料のゲームをやっていると知らないうちに援助交際につながってしまうようなものもあり、目からうろこことというような話もございました。そういう意味では、そういう情報を絶えず提供していく必要性は非常にありうろこことと考えてございますので、その研修会や講演会の啓発の仕方については積極的に考えてまいりたいと思っております。

○垣内委員 この基本方針は非常によく考えられた、きちんとしたものだと理解いたしました。また、条例にするかどうかにつきましては、むしろ方針にしたほうが、より柔軟に、また機動性を生かして対応できる可能性が高いだろうと思っておりますので、私は方針でいいだろうと理解しております。

1点だけ、すごく重要だなと思われましたのは、8ページの解決の判断基準を、参考資料、14ページにありますように、非常に明確にお示しされているというのが、恐らく学校現場でどうしても学校の先生方が教育的な配慮で抱えてしまう部分を、もう一步踏み出させる意味で重要なのかなというふうに理解いたしました。

いじめという言葉が本当に実態を示しているのかということ、2ページ目のところにありますような、金品をたかれるとか、暴行を受けるとか、明らかな犯罪行為であっても、学校現場で生徒同士が行うといったときに、どうしてもいじめという言葉でくるんで、そこで解決しようという姿勢が、ある種、こういった問題の解決を遅らせる部分、遅らせて重大な事象につながるという部分もあるかと思っておりますので、こここのところはおそらく国の

法律で退学などそういったことも、義務教育ではなかなか言えないことも法律に盛り込んだという趣旨もあろうかと思えますので、そこのあたりの毅然とした対応ができるような仕組みをつくったという意味で、非常に意味があるのかなというふうに理解いたしました。

もちろん、実際の適用に当たっては慎重な対応が必要なのかと思えますけれども、こういった最後の歯止めをきちんとかけておくということが、実施に被害に遭った方にとっては重要なことかなと思いましたので、私としては非常によくできた基本方針ではないかというふうに思いました。感想です。

○高森委員 冊子の14ページ以降の参考資料は何に基づいてつくられたのでしょうか。台東区ではないのですね。

○指導課長 基本的には国や都や文部科学省から出ているものを集めてつくっております。ただ1点、本区独自のものという視点は、この14ページの上の段の(1)のこの四角囲みのところでございます。通常ははじめがあるかないかで、なくなったら終わりというような調査の仕方が多いのですが、本区では重要視したいのは、はじめはなくなったと思ったけれども、結構まだくすぶっている、続いて再発をしてくる可能性がある、そこのところを未解決という表現をしておりますけれども、表面的にはなくなっても本当になくなったかどうかは、やはりそこを確認や継続的に見ていく。表面的にはお互いに謝罪みたいなことをしたが、それで終わったというようなことではないというところを特に意識するようという部分は、年3回行っております調査にも、進行管理としてまだ継続中という項目も含めて見ていきたいというところが、本区でそういった重要な視点として考えていきたいということでございます。

○高森委員 囲みの部分をご説明いただいたのですが、2ページにもはじめの具体的な対応ということで幾つか紹介が上がっています。先日、6月6日の毎日新聞に載った記事で、長崎県で今年1月に自殺した中学校3年生の、当時15歳の中学生が残した作文が見つかったということで、彼は「空気」というテーマではじめのことについて触れた作品を昨年夏につくっていたらしいのです。それが、彼が自殺した後に発見されて、学校の先生から保護者に手渡されたということですが、彼はこの中ではじめの原因を分析していて、その本文を抜粋して読みますと、「はじめの原因は何か、それは「空気」だ。これが目に見えないものだから恐ろしい。はじめをしなければ自分がやられてしまうという空気、はじめに参加しないといけない空気。はじめの加害者、主犯者でさえも空気によって動かされているのだ。」。非常に捉えどころのないものですね。自分が身の回りでおきているはじめに加担しないと、自分がまた新たなじめの対象になるのではないかということ。さらに彼は続けて、「対象者は移り変わっていてもじめは続く。人間というのは、自分より下の人間がいなければ不満を持つものなのだ。」という、こんな言葉を残しているのです。

まさに、そういったところで捉えどころがない。解決したと思っても、実はそれは解決には全然なっていないことがあると思えますね。じめをする側は楽しいからじめるの

ですよね。自分たちは、いろいろな不満を持っていたり、フラストレーションを抱いていて、穏やかな和を持っている集団の和を乱すことを楽しみにしているわけですから、なかなか解決は難しいのではないかということをお前はこんな言葉で表現している。まさにそのとおりだと思うのです。そういったことで、こういった形で基本方針をつくっていただいたのはいいのですが、なかなか解決するには即効性はない部分はたくさんあると思うのですね。

幾つか質問がありまして、一つ目は、6ページの④情報モラル教育の推進のところ、これは最近言われ始めてきたスマートフォン等の利用のことが書いてありますけれども、それ以前に、やはりテレビ番組などはどうなのかと思うのです。「いじり」というのが実際にいじめの発端になるということをお前さんに言われていましたが、テレビのバラエティー番組でそういった大人同士がお互いにいじり合っている。彼らはそれが商売ですけれども、時には目上の人間に対しても失礼な発言をするような場面が放送されているわけですね。昔のPTAがいたら、放送禁止と言われるくらいの内容の放送が、今の子どもたちの目に日常的にさらされているという、そういった社会的な問題もあるでしょうから、そこはどうフィルターをかけることができるのか、非常に難しいと思います。

また、携帯電話のルールに関しては、これは教育委員会や学校だけでやっていくのではなく、警察も取り込んで、携帯電話会社のほうにも、親から子どもに携帯電話を渡すときには、使用時間の制限、使用時間帯の制限をかけられるような仕組みをつくってもらったほうが本当は良いのだと思います。そのほうがむしろ、子どもたちが使用する携帯電話に最初から制限がかけられているわけですから、親が改めて設定しなくてもいいのではないかと思います。ただし、こうした携帯電話会社への要請は国レベルで取り組んでもらわないといけない部分ですので、一行政の力ではどうにもならない部分ではあります。保護者に協力をお願いするといっても、さきほどご指摘があったように保護者によっては制限の厳しい保護者もいれば、無頓着な保護者もいるということで、なかなか徹底、浸透していくことは難しいと思います。ですから、取り組みやすさで言えば、テレビ番組の視聴に関して教育上好ましいものと、そうでないものとの区別を保護者になさっていただくことのほうが現実的ではないかと思います。なかなか、報道の自由、表現の自由ということをお前さんに、難しいところがあると思いますが。

二つ目には、言葉の表現の意味を伺いたいのですが。この基本方針の11ページの④児童生徒の自浄力を育てる、この「自浄力」というのは誰を清めるものなのでしょう、何を清めるものなのでしょう。自らを清める、それは、いじめられる側ですか、いじめる側ですか。漠然としてわからないので。どのような自浄力を求めているのかですね。いじめられる側に非があると言いたいのか、それともまた違う意味での自浄力なのか、とり方によっては非常にきつい言葉なのかなと感じます。

もう一つ、以前、A3判の大きなプリントをいただいて、国が定めた推進法、東京都の条例、それから台東区の基本方針がそれぞれ並んでいて、右側の下に、東京都のいじめ防

止対策推進条例には想定されていない義務規定として一覧があがっていましたが、東京都はこの部分について規定はしていないので、台東区では具体的に何が入っているのか教えてください。先ほどの基本方針を見ると、道徳教育なども重要だと書いてあるので、具体的にどこの部分が台東区では対応して組み込まれているかということを知りたいのですが。

**○指導課長** まずは1点目のテレビ番組の件でございますけれども、実は以前、私は「いじる」という言葉が適切かどうかということで調べましたところ、テレビ番組などで笑いをとるためにやっていることというようなものが出てきました。まさに今、ご指摘いただいたことというのは、知らないうちに子どもたちの生活の中に入っていくこと。よくあるケースは周囲を笑わせるためにそのようなことをわざとやるというような、そういう可能性が特に今の時代はあるのかなと思っております。なかなか番組を限定して見るなどというのも今の時代では難しいことです。例えば、深夜番組だけでしたらどうかとは思いますが、ゴールデンタイムでもそういう番組を放映している状況ももしかしたらあるのかなという意味では難しい点はあろうかと思えます。テレビの真似をしているとか、突っ込みの仕方とか、そういうところでテレビの影響があるなという感覚は、やはり教師も感じる場所があるかと思えます。また、そういった突っ込みの場面、テレビの影響でなくとも、そういったところは発展していじめにつながるケースもございますので、十分に意識を持って、影響が大きいことについては、現場にも意識するように働きかけていきたいと思ってございます。

2点目でございますけれども、意味的には、やはりいじめる側も明日になるといじめられる側というような、いじめる、いじめられるがいつも流動的になって、全体的ないわゆる先ほどの空気というお話ありましたけれども、この空気をきれいにしていくというのでしょうか、いじめというのを許さないと、見ただけでも、例えば自分で注意できなかったら先生に伝えるとか、そういった子どものいじめを許さないという感覚、あるいは価値観、そういったものがここの意味として挙げさせていただいたところでございますが、ちょっと言葉の意味が適切で妥当かどうかということについては、もう一度検討させていただこうと思ってございます。

それと、3点目の部分でございますけれども、こちらのいじめ防止対策推進法に規定されているものについては、今回、お示しさせていただいているものは基本的に入れていくという状況でございますので、都の条例には規定されておられませんけれども、ここの部分につきましても全て触れて作成をしているという認識でございます。

**○樋口委員長** バラエティ番組があっても、そういうテレビを見ないとかいうのは無理だと思うのです。こころざし教育も含めて、子どもにしっかりした考え方を持ってもらおうという教育方針を立てて、それに向かって子どもを教育していくということが、まず第一であろうかと考えています。

11ページもそうなのですが、いじめの早期発見のところ、電話の相談も受けます、いわゆる電話番号のカードを学校に置きますという話なんです、いじめられたときに仕返

しを怖がって何も言わないので、どんどん自分の中で追い込まれて自殺してしまう。そこで親も気がつかなかったということがありますが、電話相談も親からも受けるような形にして、とにかく、彼らの言葉でいうと「ちくった」ということがもう本当に怖いと、いじめられる側にとってそれを行為として暴かれた場合にとんでもないことが起こるといことが、よくいじめが起こってしまってから言われる話です。何で言わなかったのと言ったら、そういうことだという話ですから。その辺りのきめ細かい情報をどこから吸収するという、どこからでも情報をとるようにして、きちんといじめの存在を確定した上でいかに対応するかということです。いじめる側の将来にも、いじめられる側の将来にはさらに影響してきますので、我々が、周囲が改善させていくということが重要なことだと思います。事を荒立てて「あなたはいじめているよ」と言って制裁するとか、いじめられているほうを助けるというようなことをやると、これはもう将来の人間関係においても大変なマイナスが起こってくると聞きますので、やはりソフトランディングをどうするかというのを我々も考えるのですが、早期発見のときにどこから早期発見を認知していくかというのが第一だろうと思いますので、その辺りよろしくをお願いします。

**○指導課長** 今のお話の中で、非常に重要なことは、日常的なさりげない人間関係の中で相談などではなく、「あのね」という形で、世間話のような、そういったところが見える機会も非常に重要かと思っております。学校によってはスクールカウンセラーが休み時間に子どもと一緒に遊ぶ、あるいは活発な授業の場面にもカウンセラーと一緒に参加して、そして日ごろからの子どもたちの人間関係をとるとともに、そういったちょっとした拍子に些細なことも拾い上げるようなアンテナを高めていくようにしている学校もありますので、そのような取組も紹介しながら、樋口委員長のご指摘のような場面をできるだけ学校の中でもつくっていききたいとは考えてございます。

**○末廣委員** 指導課長おっしゃったスクールカウンセラーの、その存在意義は非常に大きいと思いますね。学校の先生には言えないし、親にも言えないこと。スクールカウンセラーは守秘義務がありますから、聞いたことをそのまま学校の先生には伝わらないということになっていますよね。ですから、それで安心して、ある程度、親にも先生にも言えないことを言える、そういう存在ですよ。

今、台東区の場合は9人のスクールカウンセラーが設置されています。その存在価値がこれから非常に大きくなってくるんじゃないかと思えます。

学校もスクールカウンセラーと常に情報交換をして、本当に重要なことは学校に知らせてもらうということにはなっているはずですから。そういうカウンセラーの存在をこれからももっと活用していく、それが必要ではないかと思えますね。

**○和田教育長** 末廣委員のお話で、スクールカウンセラーの話がありましたが、つい最近もスクールカウンセラーに児童・生徒が話をして相談をして、ともすると深刻な事案になったのではないかと思うことが一つ防止でき、解決できたという事案がございました。

カウンセラーの活動状況を見ましたところ、いろいろな事案によって整理・分類されて

おりますけれども、その中の一番件数が多いのが、おしゃべりということなのです。そのおしゃべりという行為が子どもたちにとって心理的な安定感をもたらしている部分があると。少ないところでも年間二、三百件、多いところでは1,000件を越えているような学校もあり、ほかのいろいろな深刻な具体的な事案とは別な部分でカウンセラーが非常に大きな役割を果たしてくれているなどということ、これからも力を入れたいと思っているところでございます。

それで、先ほど高森委員から自浄力のお話がありまして、それで私の記憶にあったのは、今年の中学生サミットがありました。あのときに「いじめはどうして起こるのか、どうしたらいいのか」、「どうしてなくなるのか」ということで、中学生同士がいろいろやりとりをしていました。まさにあれがその自浄力の芽になっていくのかなということ、大変期待をしています。ただ、彼らは理路整然と話をできた生徒たちですけれども、なかなか全生徒がそういうわけにはいかないだろうということで、どうやってその意識を大事に育ててやるかというのは、教育委員会としては個々の教員の意識をしっかりと高めていくことが必要なんだなということ、改めて研修の後に、ここに力を入れていかなきゃいけないだろうというふうに思っているところでございます。

**○教育支援館長** 末廣委員からお話のありましたスクールカウンセラーの守秘義務的なところについて、やはりスクールカウンセラーがついたときには、学校の組織としての守秘義務であって、やはり重要なものについては校長なり担任なり、きちんと組織で動くというような、そのような形を教育支援館のほうでスクールカウンセラーの研修会でも定期的に持っていますので、そんな視点でもまたスクールカウンセラーの資質・能力を向上させて、いじめの早期発見に努めるような形でしていきたいということが1点ございます。

また、相談機関ということで、東京都のほうはもう長く、東京都の教育相談センターの電話番号も書いて、カードを全児童・生徒に配っているというようなこともあります。台東区においても教育支援館の中で相談をするそういう機関がありますので、それがさらに周知できるように努めていきたいと考えております。

**○末廣委員** そのスクールカウンセラーに、いじめられた子が相談しているということが学校内に知れ渡ってしまったら、これはまた大変なことになりますよね。ですので、そういった意味でもスクールカウンセラー大変だと思いますよね。

先ほど指導課長がおっしゃったように、被害者が加害者になる可能性は結構あると思いますね。昔の単純な、いじめっ子といじめられっ子という関係ではないですよね。そういう部分を保護者がわかっていないところが随分とあると思います。

保護者もスクールカウンセラーに相談したり、あるいは教員もスクールカウンセラーに相談したり、そういうところが必要ではないかなと思います。もちろん教員は自分自身の問題ではなく生徒の問題で相談するということになりますけれども、なかなか同僚には話せないような悩みも含めて、スクールカウンセラーの役割というのは非常に今、大きいと思いますね。

○高森委員 ある宗教学者で、いじめというのは一種のいけにえの儀式だと言った人がいます。集団で一人の人間を犠牲者に仕立てる。そういった場合、実はいじめている側に非があるのではなく、いじめている側がそういったことをしてはいけないという教育を受けていないことが原因だということです。本来、家庭の中でそうした規範意識を根付かせる道徳教育あるいは宗教教育がなされていけばいいのですが、いまの家庭にはそういった力がないのでなされていない。子どもたちは、子どもたちでつくった共同体の中で原始的儀式を行っているだけなのだ、その宗教学者は言います。

人類は、そうした原始的儀式を行っていた時代を経て、その後、長い年月をかけてより高度な精神文化を築いてきました。その高度に発展した精神文化を伝えない限りは、子どもはいつまでも原始的な段階にとどまっていると。それをきちんと伝えていくのは、教育であったり、家庭での規範意識を芽生えさせるような教育であったり、テレビを見ているときにバラエティ番組でいじりの場面を見たら、親がそのことに対して何らかのコメントを言うような、そういった家庭であればいいけれども、今は個々の子どもたちの部屋にテレビがあったり、いろいろな環境の変化がありますので難しい部分があるかと、そのようなことをその宗教学者が言っていました。

○樋口委員長 学校内にスクールカウンセラーを置いて、いつでも相談対応とありますが、相談するにはやはり勇気が要ることがあるかもしれません。場合によっては、お互いが見えないところで相談をかけてくれという、窓口を二重につくっていくことも必要かなと思いますね。

○高森委員 一番の味方になるのは家族だと思いますけれども、それがどうしてないのかなと、なぜスクールカウンセラーなのかなと思いますね。

○樋口委員長 言いにくいらしいですよ。

○高森委員 そこがおかしいことですよね。

○樋口委員長 ある子どもの話では、親の期待を裏切りたくないという。期待を背負うと裏切れないという発想から、どんどん中に入っちゃうというような話です。

○高森委員 家庭での対話ができていないのかもしれませんがね。

○樋口委員長 親が事が起きてから涙を流すというのは、子どもの状況を全く見ていなかったということで、それは子どもが隠していたということもあって。先日も、農家の物置小屋で亡くなったという子は、おじいさんに大丈夫だよと言ったその足で小屋に行って自殺したそうです。家族がというよりも第三者のほうがいいかもしれないですね。

早期発見のためには子どもが困ったときに誰がということのを二重三重にしないと、ここへ相談に行くとばれるとか、先生にばれたらどうしようとか、すぐ大きな障害をつくるとなかなか見つけられないかもしれないです。そこをいかにして情報をとるかというのは、教育支援館にも、いつでも駆け込めるような場所は設けるようお願いしたいと思います。

○高森委員 いろいろなところに救いの手は差し伸べて、どこでもつなげるようにしておかなくてはいけないということですね。

○末廣委員 いじめ対策で一番大事なのは、学校全体の、校長から全教職員がいじめは絶対許さないという強い姿勢を示すことだと思います。大津市のいじめ問題で批判されたのは、先生が見ていて、知っていて見過ごした、対応しなかったということですよね。そういう先生をつくらないといえますか、その学校で全員がいじめに対する厳しさを示さないと、やはりうまくいかないと思います。

○樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 次に、指導課のオについて何かご質問はございますか。

○高森委員 最初の第一案からは随分とまとめられて、指導課長の情熱が心にしみるようで、私も勉強しなければと思いました。ひとつ伺いたいのは、最後のスケジュールの部分について、これはあくまでも公表に向けてのスケジュールなので、これでいいのかもしれませんが、目的が結果になってはいけないと思います。子どもたちの学力を高めていくことが最終的なゴールですよね。そのための授業改善のプランをつくるということですが、この10月からの半年間で次の成果を出さなければいけないということになるのでしょうか。

○指導課長 今のご指摘のとおり、10月からでは半年もないということでございますけれども、既に学校のほうは7月、8月は夏休みの時期に補習、宿題もありますけれども、そういうような形で学力の定着の徹底を図る努力をするという絶好の機会でもあります。既に6月で出ているものの中で当該学年や当該の教科についての課題を、概ねわかっているところについてはその対応をしていくということでございます。

ただし、公表に向けてのこのプランのスケジュールというのは、やはり専門である学校が教員の専門性を生かして、専門機関としてしっかりとその改善策をつくり、それをそれぞれお示ししていくという、そういった部分の責任を果たすという意味合いでしっかりと検討していったとなると、10月というスケジュールになるということでございます。作業的にはどうしてもそうなりますけれども、実際には、例えば2学期の9月当初から、例えば図形の作図の練習をするなどは始めていくというように認識してございます。

○樋口委員長 子どもの学力定着の状況を把握することが第一のことは間違いありませんが、校長先生や現場の先生に聞きますと、特徴としてはらくだのこぶで、前のこぶと後ろのこぶで、後ろのこぶの子どもたちが大変だということをよく聞きます。一律でやると、前のこぶの人はもう学校を馬鹿にするようになるし、後ろのこぶの人はついていけない。では、後ろのこぶの一番後ろに標準を合わせると、前のほうの人はますます馬鹿にする。それをどうするか。毎年子どもが変わっているのに方式が一緒では、効果がありません。一番重要なのは、例えば小学校の3年生はどんな傾向があって、それによって全国テストの結果があって、現場においてはどのような子どもの学力の格差ないしは分布があるのかというのは、教えている側はわかるはずですが、そのときに、我々としては一番気を付けることは、あるところで理解をしていない子ども、理解をしようとしらない子ども、彼らが社会に出て彼らが本来持って生まれた能力が発揮できない状況になるのが大変な残念なわけで、これ

をどうするかが一つあります。学力が高いほうの子どもは、ある一定のところでは伸びていきますので、この辺りをどう学校が調整していくか。

学校間の較差についても、ご存じだと思いますけれども、進学目当ての小学校というのがあるわけで、うまくかみ合わせないことには効果も上がらないと思いますので現場と相談した上で、一律の教育方針というのではなかなかうまくいかないと思いますけれども。

○和田教育長 これは学校ごとに作成するということですか。

○指導課長 学校ごとに作成するということですのでございますので、樋口委員長のご指摘のとおり、今までの改善策の中で、ある学校は全体的にもうこれをやる、あるいは、あれもこれもそれもというようなプランを立てているところもあったのですが、それが果たして実効性があるのかどうか、やはりそうではなくて、しっかりと課題を焦点化して、例えばその対象をある程度絞って、この子どもたちにはこうするとか、誰を対象にして誰をどういうようなことをするのかというようなことも、しっかりと視点を当てて改善策を図る必要もあるだろうなという思いもあり、各学校でそれぞれが違うので、それぞれでそういったものを、実効性のあるものをお伝えしていきたいと思っております。

○垣内委員 非常に明確に目的を絞った形で今回のプランの要綱ができていうふうには拝見いたしました。今回、学力テストの結果を公表されるわけですが、これまでも学力テストはあったと思います。それで、実際に新しく新年度で入ってくる児童・生徒もいて、個々の人たちは変わりますけれども、その地域全体のある種の特徴のような部分があるのかどうか。それによってその学校としての特別な授業プランをつくったほうがいいのか、それとも個別の学年ごとにより変動があつて、今年は成績がいいといいますか、そういう状況なのかどうか、そういうプロセス・データといいますか、ある種の目的を持って加工して見ていくと経年変化も見えてくるのかなど。あまり負荷をかけても仕方がないですが、今後の学校改善、指導改善に向けての活用といったときに、もう少しこのデータを分析する必要があるのではないのでしょうか。この経年変化みたいなものは、区の教育委員会としてはお持ちになっているのではないかと推測するものですから。

それから、小学校の算数ですけど、算数は比較的、数的処理能力なのであまり家庭の各状況というのに影響されないことが推測されるわけです。例えば国語や漢字、読みを見るとき、社会とか、もしかすると親の世代の教育レベル、所得に影響される部分も当然あるような科目とは、ちょっと数値データの分析の仕方が違うのかなという気がします。この例示は数学、算数だけになっていますけれど、ほかの科目についてはどのようなことを想定されているのか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

あわせて、先ほど高森先生からご指摘がありました。今後どのようにしていくのか、この台東区の公教育の中で落ち込んでいる部分を上げていく、そこに集中的に、例えばスーパーティーチャーを派遣して底上げを図っていくというふうに取り組みましたが、その理解でよろしいのか。この点についても教えてください。

○指導課長 作成にあたっては、まず調査を実施した学年と実施教科、全てにおいて各学

校で作成をしていただきますので、基本的には個々の、目の前にいる子どもたちをどう改善するかという、それぞれの学年ごとに作成をいたします。

ただし、ご指摘いただきましたように、学年によって結構違いますね。傾向がありますので、まずその学年ごとの状況がありますけれども、重要なことは経年でも見ていく必要があるだろうということで、こちらのプラン作成についてという、資料13の要綱に当たるものの中にも示しましたけれども、昨年度のデータも学校で持ってくださいますので、例えば今5年生の子どもたちが4年生のときにどうだったかというデータも学校は持ってくださいます。その比較でどこが改善されたかというような見方もできる限りするようにという視点はお願いをしていこうかなと考えてございます。

2点目でございますけれども、なかなか難しい部分でして、確かにご家庭での、例えば社会科や理科など、そういった経験が多いところはあるところで、学力の数値的にも影響が出てくる部分もあるのかなというふうには思っております。ただし、どういうところでどういうようなデータが出ていくかという部分の分析が、なかなか家庭の状況や今までの生活はどういう形で何を関わってきたのかということまでが十分に、公立学校でするので、つかみ切れていない部分もございまして、客観的な傾向というようなものは把握できていないのが現状ではございます。ただし、やはり国語の読書量や、さらに基本的なことと言いますと学習スキル、宿題がなかなかできていないとか、繰り返しやろうとしてもなかなか集中力がないというような部分については、家庭の協力も必要になってきますし、夏休みの補習などへの参加も促すなどして、学習スキルの部分も含めてこの改善プランの内容に迫っていくという学校も出てくるかというように考えてございます。

3点目の区としての施策との関係でございますが、当然、台東区全体の傾向は、私どもも分析し傾向を捉えているところでございまして、これまでの課題といたしましては、例えば理科や社会が、知識の定着など課題があるのではということで、確認ドリルなどの教材をつくってやってきている状況もございます。

今後、学力向上推進ティーチャーをどのような形で学校に派遣をしていくのか、あるいは全体の傾向の中でこういうところは重視すべきことで、教材をつくっていくなど、区全体の取組と、学校個々の課題として、推進ティーチャーや大学生が先生の配置の中で個別に、校長からのヒアリングもベースにしながら、できる限り対応をしていきたいと考えてございます。

**○樋口委員長** 家庭の中において新聞を読まない家庭が多ければ、自分が出会ったことない漢字をどこで知るのか。少なくとも我々の世代は中学を卒業するまでに新聞の漢字は読めるように、逆に新聞社は、義務教育を終えるレベルの漢字を使って表現しろというのが、おそらく社会の合意であったと思います。そのために一生懸命、教科書で見ない漢字は新聞でという話だったのですが、現在、もしも子どもが親の経済力によって新聞を読むことができない、目に触れることができないならば、社会にどのようなことが起こっているのか子どもたちはどこで知るのか、そこがなければ勉強意欲も何も湧かない可能性があります。

す。学校で国語力は把握して、場合によっては学校で新聞のある一部を取り上げたり、小学生新聞は学校ではとっておいたりして、子どもの目に触れることができるようなことをして、家庭が無理ならば学校が家庭の補助として提供していく場が必要です。学校の図書室などでやらないと、なかなか関心を喚起する場が無い。格差の問題もまさにそこにも来ているのではないかなという感じもしますので、まさに学校現場が重要なデータソースをきちんとしてくればいいのですが。

**○高森委員** 今、格差の話が出ていましたけれども、それだけではないと思いますね。私は子どもが3人いますが、三人三様で成績も皆違います。本人が興味を持っているベクトルが違くと、自分の興味を持っているものはよく勉強したり情報収集したりしますが、苦手な科目もやはりあって、同じ家庭環境で育てているつもりですが、個々の子どもが違うので、一律に家庭環境がこうだからということはなかなか言えないと思います。

子どもにとって一番大きいのは先生の存在です。先生の指導力のあるなしが子どもの成績に反映することがあるような気がしています。教え方がうまい先生の授業だと、たとえそれが苦手科目でも成績が上がっていくのですね。そういった意味では、子どもの学力の定着状況を把握することのその下を書いてある、教師の指導改善、指導力向上もとてもこのプランには重要な位置づけがあるのではないかと思って見ていました。ですから、そういう点では、各校で課題をつくることも大切ですし、これに基づいて各先生方が気づいていただける工夫ができていくように感じます。

**○和田教育長** 今のお話に関連して、先ほど高森委員から、残りが半年しかないというお話がありました。おそらく、今回初めてつくるということで、学校によってかなりその辺りの分析や改善策の提示についての時間的な差ができるだろうと、それを十分見込んでの話だというように思うのですが、いかがですか。それについて指導課としてはどのように指導をしていくかということ。

もう一つは、樋口委員長が先ほどラクダのこぶの話がされたのですが、やはり下のほうのこぶの対策というのは喫緊の課題であると思いますけれども、その辺りの認識が学校側にあるのか、指導課としてきちんと伝えていくためにどのようにしていくのでしょうか。

**○指導課長** 今回、分析から改善策までということは、学校間でも時間的にも温度差があると思いますし、おそらく学校内でも学年でかなりの差があるだろうと思ってございます。その部分については現在、指導主事が個々の学校との連絡をとりながら、進行状況を把握し、助言できるような態勢をとっていきたいと思ってございます。

また、二極化の状況もあろうかと思いますが、学力定着の基本的な考え方としては、一定の基準、つまり学習指導要領の内容が定着しているかどうか、まずこれが公立学校の使命でございますので、当然にそれを満たしていない子どもたちをどのように指導していくのか。ここに視点を当てなければこの改善プランは意味のないものになってしまうと考えてございます。その分布の状況につきましても、1校1校の状況を把握してございますので、そこにどれだけ視点があたっているのかも確認しながら、各学校に助言をしていき

いと考えてございます。

○末廣委員 やはり継続していくということですね。今まで研究発表などに伺って、2年間なら2年間、テーマをもって行った結果、これだけの成果があったというようなお話になるのですが。今年は10月から始まるとしても、その結果としてどうだったということを引きちゃんと検証して、それをまたその次の年にどう生かしていくか。1回やって終わるといふわけではありませんから、継続して、より先生方の意識を高めていく、それで、指導力を向上させていくというのが一番の主眼だと思います。もちろん、それに伴って、児童・生徒の学力が向上していくということだと思いますので、やはり先生方の意識の持ち方ですね、それが一番この改善プランでは大事だと思います。

今のお話では、基準より少し低い子どもたちの学力を上げないと公立の役目を果たしていないというお話ですので、やはりその辺りをターゲットにしていかざるを得ないかと思えます。それと、習熟度別の授業と申しますか、一部で今もやっていますが、そういうものをもっと推進していくことが結構大事なことはないかと思えます。

○指導課長 今回お示しさせていただきましたプランの作成例の一番下でございますけれども、やはり改善策を立てることが目的ではなく、改善策を実際に行うことが目的でございますので、その結果をもってワンサイクルなのかと。それを次年度またやったときにその部分を踏まえてどうだったかというつながりの部分、それを学校の意識の中に当たり前のことのようにしていきたいというのが私どもの思いでございますので、そのような形で取組をしてみたいと思っております。

また、習熟度別の指導形態でございますけれども、加配の教員もございしますが、学力向上推進ティーチャーの制度で習熟度に分けて指導ができるという体制も独自にとれるようになってございます。ただし、教科や学年によっては、取組の状況も若干温度差もあろうかと考えてございますので、どのような指導態勢をとるのか。具体的にどのような指導形態か、どのように推進ティーチャーを活用するのかというようなところも改善策として検討をしていかなければならないことかと思っておりますので、その辺りも踏まえて助言をしてみたいと考えてございます。

○樋口委員長 目標は子どもの学力定着ですよね。そこはもう徹底して、学力定着をどう指導するか、それは指導力の問題です。あとは、子どもにどうやって興味を持たせて持続させるかという問題があります。子どもは興味があると一生懸命やるもので、おもしろくなければ幾らやってもうまくいかないことは子育てをしてきて分かります。教員にもここを徹底して、どうやって学力を定着させるか、そのことに関して授業改善プランをどう立てていくかですね。

○高森委員 公立学校の先生方は異動がありますね。そういった場合、この情報の連続性については、申し送りなどいろいろ方法があると思っておりますけれどもいかがですか。

○指導課長 このプラン自体が申し送りになってくるかと思えます。ただし、やはり必要なことは、これをやってみて3月末まで何をしてきてどうだったかということで、当然、

各学校で整理していく必要が出てくるかと思っておりますので、そこもあわせて学校のほうに指導してまいりたいと思っております。

○樋口委員長 他によろしいですか。

(なし)

○樋口委員長 それでは、指導課のエ及びオについては、報告どおり了承願います。

### (3) 中央図書館 カ

○樋口委員長 次に、中央図書館のカについて、中央図書館長、報告をお願いします。

○中央図書館長 それでは、カ of 図書館一部業務委託の事業者募集についてご報告をさせていただきます。資料14をご覧ください。

平成13年に中央図書館浅草橋分室で業務委託を開始し、その後、根岸図書館、石浜図書館と対象を広げ、平成18年の7月からは中央図書館を含めた全ての図書館で業務委託をしているところでございます。

現事業者につきましては、平成24年度からの業務を行うに当たりプロポーザル方式で決定したところでございます。現事業者の業務内容は、概ね良好との評価を、職員はもとより、図書館利用者からもいただいているところでございます。来年3月末に現事業者との契約期間が満了いたしますので、新たに事業者を募集するものでございます。

それでは、項番1、事業者の選定についてでございます。事業者の選定に当たりましては、事業者選定委員会を設置し、事業者の経営状況や図書館業務の知識・理解、運営体制等、また地域に合った独創的な取組の提案などについて、書面審査、プレゼンテーション、ヒアリングなどを行い、プロポーザル方式により総合的に評価して事業者を選定するものでございます。

項番2、委託対象事業でございます。図書資料の貸し出し・返却や、図書館の利用案内などのカウンター業務、図書資料の整理、配架などでございます。

項番3、委託期間でございます。期間は平成27年4月から平成30年3月までの3年間でございますが、契約は1年ごとの更新という形でさせていただくものでございます。

項番4、今後のスケジュールでございます。7月1日にホームページで募集を開始、要項等を公表いたしまして、受託者につきましては9月25日頃に決定し、平成27年度の開始に向けて準備を進めたいと思っております。

報告は以上でございます。よろしくお願いたします。

○樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますか。

○高森委員 今の事業者には、何年くらい継続してお願いしているのでしょうか。

○中央図書館長 平成24年度からでございます。

○高森委員 それ以前は違う事業者でしたか。

○中央図書館長 以前は違う事業者でございまして、前回のプロポーザルによる選定により現事業者になりました。

- 垣内委員 現事業者の年間の委託費はどのくらいですか。
- 中央図書館長 図書館は7館ございますけれども、年間1億5,000万円弱でございます。
- 垣内委員 今回も、見込みの予算としてはそのくらいを考えているのですか。
- 中央図書館長 基準にはなるとは思いますけれども、来年については、現在建設中の谷中コミュニティセンターの図書館分がございますので、現在よりは多くなるかと思えます。そういった内容もプロポーザルで提案していただいて、経費も交渉していくという形になるとは思います。
- 垣内委員 今の事業者の独自の取り組みは何があるのでしょうか。
- 中央図書館長 独自の取り組みとして展開し、評価されましたのは、警察のOBの方を使った図書館内の保安ですね。そういった提案をされたのが大きな特徴でございました。
- 高森委員 前回プロポーザルでは何件くらいの公募があったのでしょうか。
- 中央図書館長 2社でございました。
- 樋口委員長 その他よろしいですか。

(なし)

- 樋口委員長 それでは、中央図書館の力については報告どおり了承願います。

### 3 7月の行事予定

- 樋口委員長 次に、7月の行事予定について、庶務課長、報告をお願いします。
- 庶務課長 7月の行事予定でございます。資料15をご覧ください。教育委員会の定例会が11日金曜日、午後2時から教育委員会室でございます。7月22日から8月1日まで11日間連続となりますが、夏季ラジオ体操がございます。その他でございますが、7月3日に区立保育園と石浜橋場こども園合同で子育て広場を生涯学習センターにて、今年度2回目となりますが実施をいたします。

7月の行事予定につきましては以上でございます。

- 樋口委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますか。

(なし)

- 樋口委員長 行事予定については、報告どおり了承を願います。

### 4 その他

- 樋口委員長 その他、何かございますか。

OECDの国際教員調査で、日本の学校関係者が非常に長期労働で、なおかつ校長の満足度が世界最低だということでしたが、その辺りで指導課長は大変だなと思えますが、ある新聞では朝6時ごろに来て帰るのは22時だと書かれているものもありました。その辺り、先生方も家庭をお持ちでしょうし、それぞれの生活もありますので、区切りをしっかりとすることと、補完関係ですね、前回はこの先生だったから今回は別の先生というように。

これはもう、教員が楽しい職場、楽しい仕事というのを見せないと、将来の先生がいな

くなるという悲惨な状況も考えられますので、今後、区の教育のあり方というのは、先生の立場からぜひお考えをと思います。

その他にありますか。

(なし)

○樋口委員長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了しました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後5時05分 閉会